

第2回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
3 3	嬉野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	1
3 4	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	28
4 0	嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例 新旧対照表	29
4 1	嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	37
4 2	嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例 新旧対照表	39
4 3	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更 新旧対照表	40

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第33条 略	第33条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年 の翌年の4月1日の属する年度分の <u>特定配当等申告書</u> （ <u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。</u> ）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（ <u>特定配当等申告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年 の翌年の4月1日の属する年度分の <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （ <u>2第1項の規定による申告書</u> （その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（ <u>これらの申告書</u> にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
(1) 第36条の2第1項の規定による申告書	
(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)	
5 略	5 略
6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u> （ <u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をい</u>	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> （その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提

<p>う。以下この項において同じ</p> <p>。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書</u>及び<u>第2号に掲げる申告書</u>がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘査して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書</u></p> <p><u>(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略 (法人の市民税の申告納付)</p>	<p>出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は<u>同条第6項の申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>法第2章第1節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略 (法人の市民税の申告納付)</p>
--	---

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年1

4. 6パーセント(申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年1

4. 6パーセント(申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

<p>4 略</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 及び (2) 略</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係</p>	<p>4 略</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第2項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については_____、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 及び (2) 略</p> <p>6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係</p>
--	---

る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合に

る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合に

<p>は_____、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。<u>第4項第1号において同じ。</u>）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正</u>（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該<u>増額更正があった</u>ときに限る。）は、当該<u>増額更正</u>により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更</p>	<p><u>おいては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする_____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第2項に規定する申告書</u>（以下この項において「修正申告書」という。）の提出_____があったとき（当該修正申告書に係る市民税について<u>同条第1項</u>_____、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該<u>修正申告書が提出された</u>ときに限る。）は、当該<u>修正申告書の提出</u>により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については_____、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係</p>
--	--

<p><u>正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p>	<p><u>る</u> <u>市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日 (当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。) である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。) によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日) の翌日から当該<u>増額更正</u>の通知をした日 <u>(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)</u>までの期間</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日 (当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。) である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。) によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日) の翌日から当該<u>修正申告書</u>に係る<u>更正</u>の通知をした日まで</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の期間</p>
<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2~7 略</p>	<p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2~7 略</p>
<p>8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。</p>	<p>8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。</p>
<p>9及び10 略</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p>	<p>9及び10 略</p>
<p>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定</p>	

<p>める割合は、2分の1とする。</p> <p>(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p>	<p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p>
<p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	<p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p>
<p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋_____に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p>	<p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合</p>
<p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出)</p>	<p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p>
<p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p>	<p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。</p>
<p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p>	<p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p>
<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u></p>	<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん</u></p>

の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災

分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納稅義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災

共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

#### 4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度

共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

#### 4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度

分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

#### 附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

#### 2及び3 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記

分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

#### 附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

#### 2及び3 略

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記

<p>載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2及び3 略 <u>(読替規定)</u></p>	<p>2及び3 略 <u>(読替規定)</u></p>
<p><u>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</u></p>	<p><u>第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。</u></p>
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2~4 略</p>	<p>2~4 略</p>
<p>5 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合</p>	<p>11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合</p>

<p>は、2分の1とする。</p> <p><u>1.2 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>1.3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>1.4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>1.5 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>1.6 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>第10条の3 略</u></p> <p><u>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(4) 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>は、2分の1とする。</p> <p><u>1.2 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>1.3 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>1.4 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>1.5 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>第10条の3 略</u></p> <p><u>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(4) 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>
--	--

(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに <u>令附則第12条第24項において準用する</u> 同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに <u>令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される</u> 同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
(3) 略	(3) 略
6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>令附則第12条第26項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>令附則第12条第24項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ~ (6) 略	(1) ~ (6) 略
7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第7条第8項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
(4) <u>令附則第12条第30項</u> に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4) <u>令附則第12条第28項</u> に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5) 略	(5) 略

<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>	<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>
<p>(7) 略</p>	<p>(7) 略</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p>	<p>(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p>
<p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p>	<p>(2) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）</p>
<p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>	<p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p>
<p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p>	<p>(4) 耐震改修が完了した年月日</p>
<p>(5) 耐震改修に要した費用</p>	<p>(5) 耐震改修に要した費用</p>
<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内</p>	<p>(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内</p>

に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすこ

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすこ

<p>とを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>とを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) ~ (4) 略</p>	<p>(1) ~ (4) 略</p>
<p>(5) <u>施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p>	<p>(5) <u>施行規則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u> <u>において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	
<p>6 <u>法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の</u></p>	

適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をし

第16条の2 削除

た者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

#### 第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

#### 第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税

の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項 及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

### 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項 及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

### 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

<p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは_____、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特例適用配当等申告書</u>（_____） _____市民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ 。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>特例適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を</p>	<p>(1) 及び (2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる場合は、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項</u>の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された<u>第36条の3第1項</u>に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 _____</p>
---	---

勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適  
当であると市長が認めるときは、この限りではな  
い。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書  
(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告  
書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提  
出されたものとみなされる場合における当該確  
定申告書に限る。）

#### 5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の  
市民税の課税の特例）

#### 第20条の3 略

#### 2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得  
が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条  
約適用配当等申告書（

市民税の納税通知書が送達される  
時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以  
下この項において同じ。）

に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記  
載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載  
がないことについてやむを得ない理由があると市  
長が認めるときを含む。）に限り、適用する。た  
だし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる  
申告書がいずれも提出された場合におけるこれら  
の申告書に記載された事項その他の事情を勘案し  
て、同項後段の規定を適用しないことが適當であ  
ると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書  
(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告  
書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提  
出されたものとみなされる場合における当該確  
定申告書に限る。）

#### 5 略

#### 5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の  
市民税の課税の特例）

#### 第20条の3 略

#### 2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得  
が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第  
36条の2第1項の規定による申告書（その提出  
期限後において市民税の納税通知書が送達される  
時までに提出されたもの及びその時までに提出さ  
れた第36条の3第1項の確定申告書を含む。）

に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記  
載があるとき（これらの申告書にその記載  
がないことについてやむを得ない理由があると市  
長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

#### 5 略

6. 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

6. 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行																														
附 則 (軽自動車税の税率の特例)	附 則 (軽自動車税の税率の特例)																														
第16条 略	<p>第16条 略</p> <p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第82条第 2号ア</td><td>3, 900円</td><td>1, 000円</td></tr> <tr> <td></td><td>6, 900円</td><td>1, 800円</td></tr> <tr> <td></td><td>10, 800円</td><td>2, 700円</td></tr> <tr> <td></td><td>3, 800円</td><td>1, 000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5, 000円</td><td>1, 300円</td></tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第82条第 2号ア</td><td>3, 900円</td><td>2, 000円</td></tr> <tr> <td></td><td>6, 900円</td><td>3, 500円</td></tr> <tr> <td></td><td>10, 800円</td><td>5, 400円</td></tr> <tr> <td></td><td>3, 800円</td><td>1, 900円</td></tr> <tr> <td></td><td>5, 000円</td><td>2, 500円</td></tr> </table>	第82条第 2号ア	3, 900円	1, 000円		6, 900円	1, 800円		10, 800円	2, 700円		3, 800円	1, 000円		5, 000円	1, 300円	第82条第 2号ア	3, 900円	2, 000円		6, 900円	3, 500円		10, 800円	5, 400円		3, 800円	1, 900円		5, 000円	2, 500円
第82条第 2号ア	3, 900円	1, 000円																													
	6, 900円	1, 800円																													
	10, 800円	2, 700円																													
	3, 800円	1, 000円																													
	5, 000円	1, 300円																													
第82条第 2号ア	3, 900円	2, 000円																													
	6, 900円	3, 500円																													
	10, 800円	5, 400円																													
	3, 800円	1, 900円																													
	5, 000円	2, 500円																													

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用をうけるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第3条関係】嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行	
附 則	附 則	
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
新条例附則 <u>第16条第 1項の表第 2号アの項</u>	<u>第2号ア</u>  条例附則第6条 の規定により読み替えて適用される第82条第 2号ア	平成26年改正 <u>第82条第2号 ア</u>  条例附則第6条 の規定により読み替えて適用される第82条第 2号ア
3,900円	3,100円	3,900円
6,900円	5,500円	6,900円
10,800円	7,200円	10,800円
3,800円	3,000円	3,800円
5,000円	4,000円	5,000円

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【附則第5条関係】嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行																		
<p>第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td><td>3, 900円</td><td>4, 600円</td></tr> <tr> <td>第2号ア (ウ) a</td><td>6, 900円 10, 800円</td><td>8, 200円 12, 900円</td></tr> <tr> <td>第2号ア (ウ) b</td><td>3, 800円 5, 000円</td><td>4, 500円 6, 000円</td></tr> </table> <p><u>附則第16条の2を次のように改める。</u></p> <p><u>第16条の2 削除</u></p>	第2号ア (イ)	3, 900円	4, 600円	第2号ア (ウ) a	6, 900円 10, 800円	8, 200円 12, 900円	第2号ア (ウ) b	3, 800円 5, 000円	4, 500円 6, 000円	<p>第2条 嬉野市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td><td>3, 900円</td><td>4, 600円</td></tr> <tr> <td>第2号ア (ウ) a</td><td>6, 900円 10, 800円</td><td>8, 200円 12, 900円</td></tr> <tr> <td>第2号ア (ウ) b</td><td>3, 800円 5, 000円</td><td>4, 500円 6, 000円</td></tr> </table>	第2号ア (イ)	3, 900円	4, 600円	第2号ア (ウ) a	6, 900円 10, 800円	8, 200円 12, 900円	第2号ア (ウ) b	3, 800円 5, 000円	4, 500円 6, 000円
第2号ア (イ)	3, 900円	4, 600円																	
第2号ア (ウ) a	6, 900円 10, 800円	8, 200円 12, 900円																	
第2号ア (ウ) b	3, 800円 5, 000円	4, 500円 6, 000円																	
第2号ア (イ)	3, 900円	4, 600円																	
第2号ア (ウ) a	6, 900円 10, 800円	8, 200円 12, 900円																	
第2号ア (ウ) b	3, 800円 5, 000円	4, 500円 6, 000円																	

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>27万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万5千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～カ (略)	ア～カ (略)
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>49万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>48万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
ア～カ (略)	ア～カ (略)

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市個人情報保護条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる事となるものを含む。）をいう。</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる事となるものを含む。）をいう。</u></p>

(6) (略)	(5) (略)
(7) (略)	(6) (略)
(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第36条第2号において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。	(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
(9) (略)	(8) (略)
(10) (略) (収集の制限)	(9) (略) (収集の制限)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 実施機関は、要配慮個人情報（本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。）を収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該要配慮個人情報が必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。	2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
(1) 及び (2) 削除	(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報 (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
3 前項ただし書の規定により、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために同項の要配慮個人情報が必要かつ欠くことができないことを理由に当該要配慮個人情報を収集する場合において、実施機関は、必要があると認めるときは、嬉野市個人情報保護審査会（第46条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聞くことができる。	3 前項ただし書の規定により、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないことを理由に個人情報を収集する場合において、実施機関は、必要があると認めるときは、嬉野市個人情報保護審査会（第46条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聞くことができる。
4 (略) (保有個人情報取扱事務の届出)	4 (略) (保有個人情報取扱事務の届出)
第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に対し、	第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に対し、

<p>次に掲げる事項を届け出なければならない。 届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2~4 (略)</p> <p>(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を実施機関内において<u>利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。</u></p> <p>(正確性及び安全性の確保)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損の防止</u>その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略) (委託に伴う措置等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの又は市の公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損の防止</u>その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>次に掲げる事項を届け出なければならない。 届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2~4 (略)</p> <p>(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を実施機関内において<u>利用又は当該実施機関以外のものに提供するときは、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。</u></p> <p>(正確性及び安全性の確保)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損の防止</u>その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略) (委託に伴う措置等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの又は市の公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損の防止</u>その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>
--	---

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報  
(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるものの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ (略)

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(5) (略)

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報  
(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ (略)

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(5) (略)

<p>(6) (略) ア～オ (略)</p> <p>カ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7) (略) (部分開示)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその<u>全て</u>について開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(6) (略) ア～オ (略)</p> <p>カ 市<u>国</u>若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7) (略) (部分開示)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第23条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその<u>すべて</u>について開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	--

(開示の実施)

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 (略)

(保有個人情報の提供先等への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) (略)

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者  
若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）

(嬉野市個人情報保護審査会)

第46条 (略)

2~4 (略)

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任

(開示の実施)

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 (略)

(保有個人情報の提供先等への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(1) (略)

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者  
又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

(嬉野市個人情報保護審査会)

第46条 (略)

2~4 (略)

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任

を妨げない。

6・7 (略)

(審査会の調査権限)

第47条 (略)

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

## 第56条 削除

を妨げない。

6・7 (略)

(審査会の調査権限)

第47条 (略)

2 (略)

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 (略)

(事業者に対する措置)

第56条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるとときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるとときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう指導又は勧告することができる。

3 市長は、事業者が第1項の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由なく応じないとき、又は前項の規定による指導若しくは勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市情報公開条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(公文書の公開義務)	(公文書の公開義務)
第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。	第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。
(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 <u>（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）</u> により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
2 (略)	2 (略)

嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情)</p>
<p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成18年法律第77号）<u>第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等</u>（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、<u>当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p>	<p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。</p>
<p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと</p>	<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこととする。</p>

する。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第6条関係） (略) 備考</p> <p>1 嬉野市営嬉野中央駐車場については、嬉野市営嬉野温泉公衆浴場利用者に限り、入庫から24時間以内無料とする。</p> <p>2 <u>嬉野市嬉野インター駐車場及び嬉野市嬉野インター第2駐車場</u>については、入庫から30分以内に出庫した場合は、無料とする。</p>	<p>別表（第6条関係） (略) 備考</p> <p>1 嬉野市営嬉野中央駐車場については、嬉野市営嬉野温泉公衆浴場利用者に限り、入庫から24時間以内無料とする。</p> <p>2 <u>嬉野市嬉野インター第2駐車場</u>については、入庫から30分以内に出庫した場合は、無料とする。</p>

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変更案	現行								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 <u>天山地区共同環境組合</u> 神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合 <u>天山地区共同環境組合</u></p>								
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>組合の共同処理する事務と組合市町</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1号 に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第2号 から第6号まで に関する事務</td> <td>略</td> </tr> </table>	第3条第1号 に関する事務	略	第3条第2号 から第6号まで に関する事務	略	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>組合の共同処理する事務と組合市町</p> <table border="1"> <tr> <td>第3条第1号に に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第3条第2号から 第6号までに に関する事務</td> <td>略</td> </tr> </table>	第3条第1号に に関する事務	略	第3条第2号から 第6号までに に関する事務	略
第3条第1号 に関する事務	略								
第3条第2号 から第6号まで に関する事務	略								
第3条第1号に に関する事務	略								
第3条第2号から 第6号までに に関する事務	略								

第3条第7号 に関する事務	多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海 町 有田町 大町町 江北町 白 石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・ 藤津地区衛生施設組合 有田磁石 場組合 杵藤地区広域市町村圏組 合 鳥栖・三養基地区消防事務組 合 杵島工業用水道企業団 天山 地区共同斎場組合 伊万里・有田 地区医療福祉組合 佐賀東部水道 企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀 西部広域水道企業団 伊万里・有 田地区衛生組合 三養基西部葬祭 組合 佐賀中部広域連合 三神地 区環境事務組合 鳥栖・三養基西 部環境施設組合 佐賀県後期高齢 者医療広域連合 佐賀県西部広域 環境組合 伊万里・有田消防組合 <u>天山地区共同環境組合 神埼市 ・吉野ヶ里町葬祭組合</u>	第3条第7号に 関する事務	多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海 町 有田町 大町町 江北町 白 石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・ 藤津地区衛生施設組合 有田磁石 場組合 杵藤地区広域市町村圏組 合 鳥栖・三養基地区消防事務組 合 杵島工業用水道企業団 天山 地区共同斎場組合 伊万里・有田 地区医療福祉組合 佐賀東部水道 企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀 西部広域水道企業団 伊万里・有 田地区衛生組合 三養基西部葬祭 組合 佐賀中部広域連合 三神地 区環境事務組合 鳥栖・三養基西 部環境施設組合 佐賀県後期高齢 者医療広域連合 佐賀県西部広域 環境組合 伊万里・有田消防組合 <u>天山地区共同環境組合</u>
第3条第8号 に関する事務	略	第3条第8号に 関する事務	略
第3条第9号 に関する事務	略	第3条第9号に 関する事務	略
第3条第10号 に関する事務	略	第3条第10号に 関する事務	略

